

## よこはま緑の推進団体 花壇再生支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、よこはま緑の推進団体（以下「推進団体」という。）が管理する花壇で、維持管理活動が充分とは言えない場合、その花壇を再生するためによこはま緑の推進団体連絡協議会（以下「協議会」という。）が実施する支援に関する事項を定める。

### (事業の対象)

第2条 事業の対象となる花壇は、次の条件を満たすものとする。

- (1) みんなの花壇・花かおる街かど花壇設置事業で助成を受けたことのある推進団体が管理する花壇であること
- (2) 維持管理活動が充分とは言えない花壇であること
- (3) 公開性の高い場所に設置されていること
- (4) 花壇設置場所については、土地所有者・管理者の承諾を得ることとする

### (助成金額等)

第3条 助成金の金額は1件あたりの上限額を年5万円とし、予算の範囲内で行う。

- 2 助成期間は2年とする。
- 3 1区連絡会あたりの申請できる花壇数は規定しないものとする。

### (事業の内容)

第4条 よこはま緑の推進団体区連絡会（以下「区連絡会」という。）は、原則、当該区の推進リーダーと共に次のことを行うものとする。

- (1) 再生花壇を当該花壇管理者と調整して、決める。
- (2) 花壇再生計画を立て、実施する。  
計画の中には、以下の内容を含むことが望ましい。
  - ア 講師による花壇の作り方研修
  - イ 近隣の推進団体メンバーの参加
  - ウ 土づくり、花壇のデザイン（カラーコーディネートを含む）
  - エ 宿根草や樹木の活用等
- (3) 再生後も良好な維持管理ができるよう、当該花壇管理者の相談に対応し、助言等を行う。
- (4) 再生支援事業は推進リーダーの地域での活動の一環として、位置づけて実施するものとする。

### (事業の調整)

第5条 区連絡会は、原則、推進リーダーと共に、当該花壇管理者と十分に事業調整を行う。

(申請)

第6条 助成金を受けて事業を実施しようとする区連絡会は、協議会会長に花壇再生支援事業実施及び助成金交付申請書(様式1-1)を提出するものとする。

2 花壇設置については原則として、花壇再生支援事業実施土地使用承諾書(様式1-2)を提出するものとする。

(決定通知)

第7条 協議会会長は、前条申請書の内容を審査し決定したうえ、事業の承認(花壇再生支援事業実施及び助成金交付決定通知(様式2-1))、不承認(花壇再生支援事業実施不承認通知(様式2-2))を区連絡会に通知する。

(助成金の交付)

第8条 前条の承認通知を受けた区連絡会は推進リーダーと調整し、花壇を再生するとともに花壇再生支援事業実施助成金請求書(様式3)を協議会会長あてに提出するものとする。

2 協議会会長は前項の助成金請求書を受け取ったときは速やかに申請者に対し助成金を交付するものとする。

(完了報告書の提出)

第9条 助成金の交付を受けた区連絡会は、事業が完了したときは、速やかに花壇再生支援事業実施完了報告書(様式4)を協議会会長に提出しなければならない。この様式には領収書(写し可)を添付することとする。

(助成金の返還)

第10条 助成金の交付を受けた区連絡会が、次のいずれかに該当する場合は、協議会は区連絡会に対し助成金の返還を求めることができる。

(1) 申請書に記載された内容に虚偽があった場合

(2) 申請団体より花壇再生支援事業実施助成金辞退届(様式5-1, 5-2)の提出があった場合

(3) その他協議会会長が特に必要と認めたとき

2 協議会会長は、第1項の規定により助成金の返還を求める場合は、花壇再生支援事業実施助成金返還請求書(様式6)によりその返還を求めることができる。

(助成金の使途)

第11条 助成事業の対象となる経費は、花壇の整備、維持管理活動を行うために必要なものとし、別表に定めるものとする。

別表

項目	対象経費
謝金	・講師による花壇の作り方研修等
整備・維持 ・管理費	・花壇花苗代 ・花壇維持管理のための園芸資材・肥料等
活動費	・活動中の飲料購入費 ・研修のための交通費
諸雑費	・助成事業に伴う下記の経費 通信運搬費 コピー代

附則

この要綱は平成26年 3月 6日から施行する。

この要綱は平成30年 9月13日から施行する。

この要綱は令和元年 9月17日から施行する。